

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（案）等について （概要）

1. 背景

自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 168 回会合において、協定規則のうち、新たに「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」が採択され、「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」等が改訂されたことを踏まえ、国内においても、静音性車両に係る車両接近通報装置の基準及び二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等の基準を導入します。また、「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」について、新たに採用することとしました。

さらに、前照灯の自動点灯（オートライト）機能に係る基準や座席ベルト等の設置が免除されている座席（折りたたみ座席等）に任意装着されている座席ベルト等に係る基準の新設及び直前直左確認鏡等の取付け方法の明確化等を行います。

このため、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

2. 改正概要

I. 保安基準等の改正

（1）車両接近通報装置に関する基準の導入

ハイブリッド自動車等の走行音について、WP29 における「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の採択を踏まえ、以下のとおり基準を新設します。

【適用範囲】

- 電力により作動する原動機のみによる走行が可能な自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 歩行者等に自動車の接近を音で知らせる車両接近通報装置について、「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の性能要件に適合するものを備え付けなければならないこととします。
- 車両接近通報装置については、運転者による解除ができないものでなければなら

ないこととします。

【適用時期】

新 型 車：平成 30 年 3 月 8 日

継続生産車：平成 32 年 10 月 8 日

(2) 昼間走行灯に関する基準の導入

昼間走行灯について、「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」を新たに採用し、以下のとおり基準を新設します。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 灯光の色及び明るさ等に関し「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」の要件に適合し、かつ、取付位置及び取付方法等に関し「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」の要件に適合する昼間走行灯を備えることができることとします。

(3) すれ違い用前照灯の自動点灯に関する基準の導入

すれ違い用前照灯（ロービーム）について、以下の基準に適合する自動点灯（オートライト）機能を有さなければならないこととします。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- すれ違い用前照灯（ロービーム）について、以下の要件に従って、周囲の明るさ（照度）に応じ、自動的に点灯及び消灯する機能を有さなければならないこととします（※1）。また、このうち、自動点灯に係る機能については、手動による解除ができないものでなければならないこととします。

※1 走行用前照灯又は前部霧灯を点灯している場合及び自動車が駐停車状態にある場合等を除く。

すれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯に関する要件（※2）

周囲の照度	すれ違い用前照灯	応答時間
1,000lx 未満	点灯する	2 秒以内
1,000lx 以上 7,000lx 以下	—（※3）	—（※3）
7,000lx 超	消灯する	5 秒超 300 秒以内

※2 「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」におけるすれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯機能と同等の要件

※3 自動車製作者の定めるところによる。

【適用時期】

自動車の種別	適用時期 (新型車)	適用時期 (継続生産車)
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自 動車であって車両総重量 3.5t 超のもの	平成 33 年 4 月	平成 35 年 10 月
上記以外の自動車	平成 32 年 4 月	平成 33 年 10 月

(4) 二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等に関する基準の導入

二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等について、WP29 における「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」等の改訂を踏まえ、以下のとおり基準を新設します。

【適用範囲】

- 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに原動機付自転車

【改正概要】

- 灯光の色及び明るさ等に関し「二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則に係る協定規則（第 50 号）」の要件に適合し、かつ、取付位置及び取付方法等に関し「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」の要件に適合する連鎖式点灯を行う方向指示器等を備えることができることとします。

(5) 座席ベルト等に関する基準の導入

座席ベルト等の設置が免除されている前向き座席（折りたたみ座席等）に任意装着されている座席ベルト等について、以下のとおり満たすべき基準を新設します。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車を除く。）
※またがり式座席、幼児専用車の幼児用座席及び車いすのまま乗車できる自動車の座席等を除く。

【改正概要】

- ① 座席ベルトについて、「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の技術的な要件（ベルト単体要件に限る）又は「座席ベルトの技術基準」（細目告示別添 32）に適合するものでなければならないこととします。
- ② 座席ベルト取付装置について、「座席ベルト取付装置に係る協定規則（第 14 号）」の技術的な要件又は「座席ベルト取付装置の技術基準」（細目告示別添 31）に適合するものでなければならないこととします。

【適用時期】

新型車、継続生産車：平成 31 年 10 月 8 日

(6) 直前直左確認鏡の取付け方法に関する基準の明確化

直前直左確認鏡等(※4)の取付け方法について以下のとおり基準を明確化します。

※4 自動車の直前及び直左(左ハンドル車にあっては直右)の周辺状況を確認するための鏡その他の装置をいう。

【適用範囲】

- 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)

【改正概要】

- 直前直左確認鏡等について、容易に取り外せないよう、溶接、リベット、ボルト・ナット等によって確実に取り付けなければならないこととします。

【適用時期】

- 施行日以降の製作車より適用

(7) その他

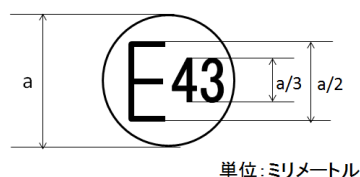
- 外装基準について「乗用車の外部突起に係る協定規則(第26号)」を引用して規定するようにする等のほか、既に日本が採用している各協定規則について、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

II. 装置型式指定規則の改正

「デイトタイムランニングランプ(昼間走行灯)に係る協定規則(第87号)」の採用等に伴い、以下の改正を行うこととします。

【改正概要】

- 特定装置の種類について、昼間走行灯を追加します。
- 「デイトタイムランニングランプ(昼間走行灯)に係る協定規則(第87号)」に基づき認定された昼間走行灯について、型式指定を受けた装置とみなすこととします。
- 第3号様式に定める表示方式について、昼間走行灯は $a \geq 5$ とします。



III. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

協定規則の追加等により、保安基準に適合しているかどうかの審査に必要な試験方法が追加・変更されることに伴い、申請者が納付すべき手数料の算出に必要な当該試験に係る費用の額について、実費を勘案し、1型式につき12.5万円から64.2万円の範囲で規定することとします。

IV. その他、所要の規定の整備を行うこととします。

3. スケジュール（予定）

公布：平成 28 年 10 月 7 日

施行：平成 28 年 10 月 8 日

※協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar16.html